

緊急通報サービス

緊急通報装置をレンタルし、緊急のボタンを押すことによりあらかじめ登録をした連絡先に連絡するとともに、救急車等の要請などの対応を行います。また、ライフセンサーを、日常生活上必ず動作を行う所に設置し、一定期間反応がない場合に自動的に緊急連絡をします。



- ◆対象者/在宅で生活上・環境上の理由で日常生活に不安のある、65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯、一人暮らしの重度身体障がい者等(病気など身体的な理由で緊急性のある方が対象)
- ◆利用料/1か月あたり200円(他に機器の保守・点検のための通信料がかかります。)
- ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790

介護者支援

介護手当支給

- ◆対象者/次に該当する方の介護をしている家族に手当が支給されます(ただし、介護を要する方が特別障害者手当等の受給対象の場合又は病院・施設等に3か月以上入院・入所している場合は支給対象となりません)。
- ①65歳以上で寝たきり又は認知症で6か月以上介護を要する方
- ②身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で寝たきりの方
- ③療育手帳Aをお持ちの方
- ◆支給額/1か月あたり5,000円(支給月は9月・3月)
- ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790



特別障害者手当

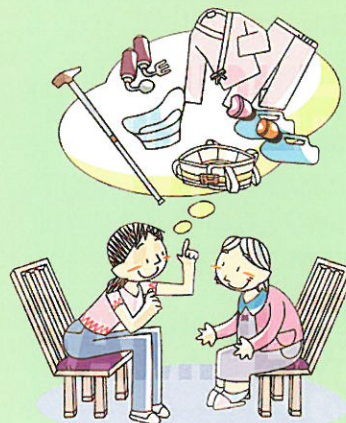
- ◆対象者/精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人
- ◆支給額/1か月あたり 26,810円
- ◆問い合わせ先/市役所 社会福祉課 ☎63-5113

徘徊高齢者家族支援サービス

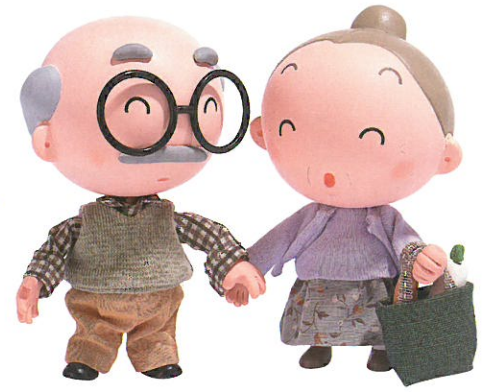
- 認知症の高齢者等が行方不明になった場合、位置を捜して電話・FAX等により連絡します。サービスの登録をすると携帯用の発信機等を貸し出します。
- ◆利用料/1か月あたり700円
 - ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790

介護用品支給

- ◆対象者/要介護4又は5の認定を受けた在宅の高齢者等を介護している家族(特別養護老人ホーム等に入所されている方は対象になりません)。
- ◆支給品目/紙おむつ・尿取りパッド・清拭剤・ドライシャンプー・介護用手袋・介護用シート(使い捨てタイプ)
- ◆支給上限額/(1か月あたり)
市民税非課税世帯 6,000円
市民税課税世帯 3,000円
- ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790



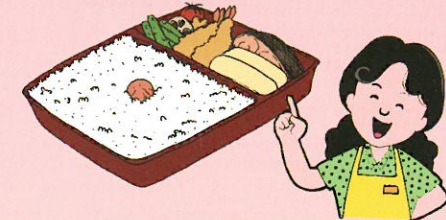
いつまでも自分らしく暮らすために 生活支援



配食サービス

高齢者の食生活に配慮した食事を定期的に宅配するとともに安否確認を行います。

- ◆対象者/食材の買い物や調理が困難な、65歳以上のひとり暮らし、高齢者だけの世帯又は身体障がい者の方
- ◆利用者負担/1食あたり400円
- ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790



配食サービス

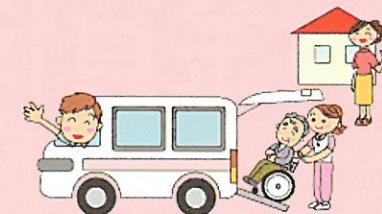
夕食用
食生活に不安のある方へお弁当(夕食用)をお届けし、健全な食生活の支援と安否確認を行います。

- ◆対象者/佐渡市の配食サービスを受けていて次に該当する方
①70歳以上の一人暮らし高齢者で、調理が困難な方
②75歳以上の高齢者のみの世帯にあって、調理が困難な方
③身体障がい者で、自立支援のために必要と認められる方
- ◆利用料/
お弁当1食あたり 400円
おかずのみ1食あたり 300円
- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

外出支援サービス

一般の交通機関の利用が困難な方がリフト付きタクシー等を利用した場合、乗車料の一部を助成します。ただし、障がい者の福祉タクシー制度との併用はできません。

- ◆対象者/要介護4又は5の認定を受けた高齢者又は身体障害者手帳1・2級(下肢又は体幹不自由)の交付を受けた方
- ◆問い合わせ先/市役所 高齢福祉課 ☎63-3790



移送サービス

単独で一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の方に、福祉車両等による移送サービスを行います。通院・入退院・入退所等の送迎に利用できます。

- ◆対象者/市民税非課税世帯及び市民税均等割のみの世帯のうち次に該当する方
①要介護3・4・5の認定を受けた方
②身体障害者手帳1・2級(視覚障がい、下肢又は体幹不自由)をお持ちの方
- ◆利用日/月曜日から金曜日まで祝日、国民の休日及び年末年始は除く(原則として1人につき1か月3回を利用限度とします)。
- ◆利用時間/午前8時30分から午後5時までの間
- ◆利用料/無料
- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155



生活支援 ボランティア 派遣事業 (ごむしんネット)

日々の暮らしの中での困りごと(買い物・電球の交換・ゴミだし・郵便物の内容確認など)を生活支援ボランティアが代わって行います。おおよそ30分程度で行える活動です。

- ◆対象者/高齢者や障がいをお持ちの方等
- ◆利用料/30分まで200円、60分まで400円
交通費は1キロメートル当り25円ご負担願います。



◆問い合わせ先/社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

日常生活 用具給付

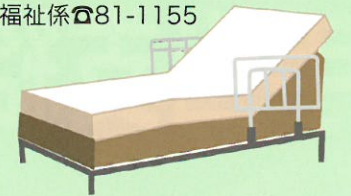
在宅の65歳以上の高齢者であって心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な方に日常生活用具の給付を行います。

- ◆給付品目/火災報知器・電磁調理器・自動消火器
- ◆利用者負担/
所得税非課税世帯は無料
所得税課税世帯は16,300円~全額
※給付上限額を超えた場合は自己負担です。
- ◆問い合わせ先/市役所
高齢福祉課 ☎63-3790

日常生活 用具貸与

介護が必要な高齢者のうち介護認定を受けていない方、障がい者等で日常生活を営むのに支障がある方を対象に、次の用具の貸出をします。

- ◆貸与用具/①特殊寝台、マットレス ②エアーマット③車いす④ポータブルトイレ⑤歩行器
- ◆貸与期間/必要と認められる期間
- ◆使用料/無料
- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会
地域福祉係 ☎81-1155



住宅 整備 補助

既存の住宅を身体状況に適したものに改修する場合(居室及び廊下、トイレ、浴室、玄関等の改修)その費用の一部を補助します。この制度は介護保険の住宅改修と併せて利用することができます。

- ◆対象者/おおむね65歳以上の高齢者で要介護又は要支援の認定を受けている方、身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている方(世帯全員の収入の合計が600万円未満)
- ◆問い合わせ先/市役所高齢福祉課 ☎63-3790



寝具 洗濯サービス

寝具類(かけ布団・敷布団・毛布)の洗濯・乾燥・消毒等を行います(年2回実施)。

- ◆対象者/要介護1~5に該当するひとり暮らし又は高齢者だけの世帯で寝具類の衛生管理が困難な方(ただし、医療機関に入院又は施設等に入所している方は対象となりません)。
- ◆利用料/無料
- ◆問い合わせ先/市役所
高齢福祉課 ☎63-3790



日常生活 自立支援事業

福祉サービス利用支援や、お金の出し入れ、大切な書類の預かりなどの支援を行います。

- ◆対象者/次に該当し、日常生活に不安を感じている方

- ①認知症の高齢者
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者

- ◆利用料/1回1時間まで1,200円で30分を超えるごとに400円

- ◆交通費/交通費は1キロメートル当り30円をご負担願います。

- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会
生活支援係 ☎81-1155



シルバー 人材

生活上の困り事(掃除、ガラス拭き、庭木の手入れ、家事手伝い、介護、看護等)の援助を行います。

- ◆利用料/1時間当たり754円~

★高齢者生活支援事業

65歳以上のひとり暮らし、又は高齢者のみ世帯で、援助が必要な方は、利用料金が半額になります。(1回あたりの上限度額は5,000円、1世帯年間4回まで)

- ◆問い合わせ先/シルバー人材センター
☎24-1212



生活福祉 資金貸付

低所得者・障がい者・高齢者世帯など、生活の安定と自立を目的に、資金の貸付を行います。

- ◆資金の種類/総合支援資金及び福祉資金並びに教育支援資金など(貸付基準あり)

- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会
生活支援係 ☎81-1155



見守り 活動

地域から孤立させないで、いつも温かく見守り、事故の発生を未然に防止する為に、地域住民による声かけや、電気、洗濯物、カーテンなど外観からの状況確認(外からの見守り)により高齢者等を見守ります。

- ◆対象者/要援護者
(65歳以上で、閉じこもりがちの方等)

- ◆問い合わせ先/社会福祉協議会
地域福祉係 ☎81-1155



おはよう コール

定期的な電話による話し相手や安否確認、健康状態の把握を行います。また、簡単な悩みごとの相談に応じます。

- ◆対象者/おおむね75歳以上の一人暮らし高齢者及び障がい者等

- ◆利用日/週のうち1~3回程度
おおむね午前中に電話をします

- 【問い合わせ先】社会福祉協議会
地域福祉係 ☎81-1155



おけさ ネット

徘徊高齢者が行方不明になった際、警察が関係機関に「SOSおけさネット情報」で一斉ファックスにより手配し発見保護活動を実施します。

- ◆利用料/無料
- ◆問い合わせ先/
佐渡西警察署 生活安全課 ☎74-0110
佐渡東警察署 生活安全課 ☎27-0110

